

議案第 149 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「 | 西柘植地区市民センター | 伊賀市下柘植 725 番地 | 」を  
「 | 西柘植地区市民センター | 伊賀市下柘植 6243 番地 | 」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例の廃止）
- 2 ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 258 号）は、  
廃止する。